

豊中市社会福祉協議会

## 権利擁護・後見サポートセンター ニュース

〒560-0023

豊中市岡上の町 2-1-15 豊中市すこやかプラザ内

電話：06-6841-9382

FAX：06-6841-2388

### ★成年後見制度利用促進にあたりご理解いただきたいポイント

このたび、権利擁護・後見サポートセンターでは豊中市と共同で高齢者ならびに障害者支援に関わる事業所向けに、成年後見制度についてのアンケート調査を実施いたしました。

調査結果から、事業所の利用者さんで制度利用が望ましいと思われるが、申立てに至っていない理由として、『**そもそも申立てできる人がいない**』、『**後見人の候補者がいない**』、『**後見人への報酬が払えない**』など、手立てがあるにもかかわらず、制度に対する広報が不十分なため、制度を利用できていない現状があることがわかりました。



成年後見制度の  
申立って  
誰ができるん？

ご本人、または  
四親等以内の親族  
などが申立できます



本人さんが無理で  
親族もおらんかったら  
誰に申立として  
もらえるん？

その場合は  
【市町村長申立て】  
と言うのがあります



市町村長申立て？  
それについて  
聞きたいわあ

それでは、  
こちらを  
ご覧ください



～市長申立てとは？～

【本人申立て】や【親族申立て】ができない人を対象に、【市長申立て】という方法があります。豊中市では申立て内容を検討する審査会を月 1 回実施しております。

令和元年度 17 件、令和 2 年度 41 件、令和 3 年度 47 件と、市長申立ての件数は年々増加しております。

虐待案件など緊急を要する場合は、臨時で審査会を開催しております。

詳しくは、豊中市役所 地域共生課 (06-6858-2219) にお問い合わせください。

## ～成年後見人等への報酬については？～

成年後見人等への報酬の支払に対して助成制度があります。

### (条件指定あり)

詳しくはこちらからご覧ください。(QRコードまたは下記 URL)

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/seinenkouken/houshujosei.html>



## ★市民公開講座を開催します

日時 令和5年3月25日(土) 14時～16時

場所 豊中市すこやかプラザ 1F 多目的室  
(岡上の町 2-1-15)

講座名 「理想の死後の叶え方」  
(死後事務委任契約について)

講師 大阪弁護士会所属 弁護士 小谷 真由香さん

締切 令和5年3月17日(金)

定員数 80名(先着順)

申込先 権利擁護・後見サポートセンター ☎(06)6841-9382

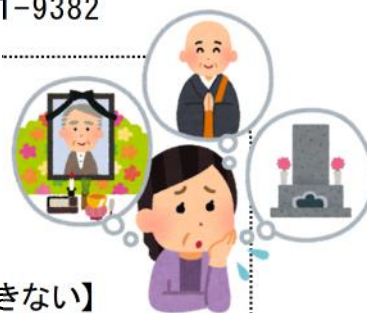


自身の死後の手続きは誰がしてくれるのだろうか？と不安になったことはありませんか。

【生きている間に自分で死後の事について決めたい】

【身寄りがいない、いたとしても疎遠で死後の事を頼む事ができない】

【頼んでいる人がちゃんと実行してくれるか不安である】



死後事務委任契約とは、本人が死亡した後に、死亡届の提出、葬儀の手配、医療費や公共料金などの支払いといった手続きを、本人に代わって行うことをあらかじめ生前に本人と結ぶ契約の事をいいます。

## ★令和4年度講座開催実績

当センターは、豊中市の委託を受け、地域での研修や講演会等を行う事で成年後見制度の利用を促進する活動をしています。

今年度も新型コロナウイルスの影響をうけながらではありますが、オンライン講座などの対策を取ることで、専門職向け研修や市民公開講座を取り行いました。

### ★福祉・保険・医療専門職対象「意思決定支援」オンライン講座

令和4年11月21日(月)実施 参加者 40名

### ★市民公開講座「成年後見制度について」

令和4年12月17日(土)実施 参加者 32名

